

○草津市消防団員の分限および懲戒の手続に関する規則

令和8年3月31日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市消防団条例（昭和38年草津市条例第16号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、草津市消防団員（以下「団員」という。）の分限および懲戒の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(分限および懲戒の手続)

第2条 任命権者は、条例第8条第1項第2号の規定に該当するものとして団員を降任し、または免職する場合においては、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

第3条 草津市消防団長（以下「団長」という。）は、団員に対し、条例第8条第1項の規定による降任もしくは免職の処分または条例第9条第1項の規定による戒告、停職もしくは免職の処分を行おうとするときは、市長が別に定める草津市消防団員分限懲戒審査委員会に諮問しなければならない。

2 市長は、団長に対し、条例第8条第1項の規定による降任もしくは免職の処分または、条例第9条第1項の規定による戒告、停職もしくは免職の処分を行おうとするときは、市長が別に定める草津市消防団長分限懲戒審査委員会に意見を求めることができる。

第4条 前条の処分は、処分の内容を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(報告)

第5条 団長は、前条の書面を団員に交付した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。